

平成 26 年 9 月 12 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号  
東急リアル・エステート投資法人  
代表者名  
執行役員 堀江正博  
(コード番号 8957)

資産運用会社名  
東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社  
代表者名  
代表取締役執行役員社長 堀江正博  
問合せ先  
IR部長 山川 潔  
TEL.03-5428-5828

### 資産運用報酬一部変更の申入れに関するお知らせ

本投資法人は、本投資法人の資産運用会社である東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）より、本投資法人から資産運用会社へ支払う資産運用報酬に関し、一部変更の申入れを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 申入れの概要

本投資法人では、平成 25 年 4 月に開催された本投資法人の第 6 回投資主総会において承認可決された本投資法人規約の変更により、平成 25 年 7 月期（第 20 期 平成 25 年 2 月 1 日～平成 25 年 7 月 31 日）から平成 27 年 1 月期（第 23 期 平成 26 年 8 月 1 日～平成 27 年 1 月 31 日）の間、資産運用報酬の一部について時限的削減を実施しています。

今般、資産運用会社から本投資法人に対して、本投資法人の設立来の運用状況及び外部環境等を勘案した結果、当該時限的削減の終了後の資産運用報酬について、一部変更する旨の申入れがなされました。

当該申入れの内容は以下のとおりです。

##### (1) 変更の対象

平成 27 年 7 月期以降の資産運用報酬について、一部変更します。

##### (2) 変更の目的

本投資法人の運用資産の評価額及びキャッシュフローの成長並びに投資口価格の向上に対する資産運用会社のインセンティブについて、一層強化することを目的とします。

(3) 変更の内容

上記(2)に記載する目的に沿って資産運用報酬の算定方法等について、一部変更を行います。具体的な内容については、今後、本投資法人と資産運用会社との間で協議を行い、決定します。

(4) 変更の影響

本投資法人の本書の日付現在の運用状況を前提に（注）、変更後の算定方法により算出した資産運用報酬の水準が現行（平成 25 年 7 月期から平成 27 年 1 月期の間の資産運用報酬の時限的削減実施後）と同程度の水準となるように設定します。

（注）本書の日付現在の運用資産評価額規模及びキャッシュフロー規模並びに投資口価格水準が変更されないことを前提に計算しており、実際の資産運用報酬の額は、運用資産評価額規模及びキャッシュフロー規模並びに投資口価格水準により変動します。そのため、運用資産評価額規模及びキャッシュフロー規模並びに投資口価格水準の内容如何により、本書の日付現在の資産運用報酬の額よりも、算定方法変更後の資産運用報酬の額の方が増額又は減額されることがあります。

資産運用報酬の一部変更の具体的な内容（報酬計算の料率等）について、今後、本投資法人は資産運用会社との間で協議を行い、平成 27 年 4 月に開催を予定している本投資法人の第 7 回投資主総会における決議事項として付議する予定です。同総会において承認可決された場合、平成 27 年 7 月期（第 24 期 平成 27 年 2 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日）より変更の内容が適用される予定です。

資産運用報酬の一部変更の具体的な内容及び第 7 回投資主総会の詳細等については、平成 27 年 3 月上旬に公表を予定しています。

2. 今後のスケジュール

平成 27 年 3 月上旬	投資主総会提出議案の役員会決議（予定）
平成 27 年 3 月下旬	投資主総会招集通知の発送（予定）
平成 27 年 4 月	第 7 回投資主総会（予定）

3. 今後の見通し

本変更による影響見込み額を含む平成 27 年 7 月期の運用状況の予想につきましては、本日付「平成 26 年 7 月期 決算短信」で公表しました、「平成 27 年 7 月期（第 24 期 平成 27 年 2 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日）の運用状況の予想」をご参照ください。

なお、本変更の対象は平成 27 年 7 月期以降の資産運用報酬であることから、「平成 27 年 1 月期（第 23 期 平成 26 年 8 月 1 日～平成 27 年 1 月 31 日）の運用状況の予想」に対する影響はありません。

以 上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会